

平成21年6月9日

株主の皆様へ

大津市浜町1番38号

株式会社 **滋賀銀行**
取締役頭取 大道良夫

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

パソコンまたは携帯電話から当行の議決権行使サイト（<http://daiko-sb.gcan.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、お手続きに際しましては、11頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大津市浜町1番38号

当行本店2階ホール

〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第122期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役17名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

- (1) 電磁的方法(インターネット)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (2) 電磁的方法(インターネット)と書面(議決権行使書)により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット)による行使内容を有効といたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.shigagin.com>)においてお知らせさせていただきます。
 4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装(エコスタイル)でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続することを基本方針としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当については、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は792,086,520円となります。

なお、中間配当1株につき3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	15,638,894,036円
---------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	15,638,894,036円
-------	-----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 証券市場整備法の施行に伴う規定の変更

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号、「証券市場整備法」という。)により、社債等登録法が平成20年1月4日に廃止されたことに伴い、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。

(2) 公告方法の変更に伴う規定の変更

公告閲覧の利便性の向上と公告手続きの合理化を図るため、当行の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第5条(公告方法)について変更を行うものであります。

(3) 決済合理化法の施行に伴う諸規定の変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項により、当行は決済合理化法の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、当行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4) その他、上記変更に伴い条数等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 (条文省略) 1. ~ 4. (条文省略) 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. (条文省略)</p> <p>第3条~第4条 (条文省略) (公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 (現行どおり) 1. ~ 4. (現行どおり) 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. (現行どおり)</p> <p>第3条~第4条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p><u>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略) <u>当銀行は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当銀行の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ~ 4. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(条文省略)</p> <p>当銀行の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成</u>ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p>第13条～第43条（条文省略） （新 設）</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p>第12条～第42条（現行どおり） 附則</p> <p><u>第1条</u> 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

第3号議案 取締役17名選任の件

取締役 間部 恵造 氏は、平成21年6月17日をもって辞任されます。また、同氏を除く取締役17名全員は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行の株式数
1	高田 紘一 (昭和14年7月16日生)	昭和37年4月 日本銀行入行 平成3年5月 同 考査局長 平成5年5月 同 監事 平成6年11月 同 退職 平成6年11月 当行常勤顧問 平成7年6月 同 取締役副頭取 平成9年6月 同 取締役頭取 平成20年6月 同 取締役会長(現任)	66,000株
2	大道 良夫 (昭和23年8月10日生)	昭和47年4月 当行入行 平成13年6月 同 取締役審査部長 平成14年6月 同 取締役営業統轄部長 平成15年6月 同 常務取締役営業統轄部長 平成16年6月 同 常務取締役 平成18年4月 同 専務取締役 平成19年6月 同 取締役副頭取 平成20年6月 同 取締役頭取(現任) 監査部担当	35,000株
3	磯部 和夫 (昭和25年9月13日生)	昭和48年4月 当行入行 平成14年6月 同 総合企画部長 平成15年6月 同 取締役総合企画部長 平成16年6月 同 常務取締役総合企画部長 平成17年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 専務取締役(現任) 経営管理部、人事部担当	21,000株
4	森 悦雄 (昭和27年1月9日生)	昭和49年4月 当行入行 平成13年4月 同 石山支店長 平成15年4月 同 東京支店長 平成15年6月 同 取締役東京支店長 平成17年6月 同 取締役審査部長 平成18年4月 同 常務取締役審査部長 平成18年6月 同 常務取締役(現任) 秘書室、審査部担当	27,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行の 株 式 数
5	井上 泰彦 (昭和26年12月14日生)	昭和49年4月 当行入行 平成13年6月 同 総合企画部長 平成14年6月 同 審査部長 平成15年6月 同 取締役審査部長 平成17年6月 同 取締役大阪支店長 平成19年6月 同 常務取締役本店営業部長(現任)	14,100株
6	中川 浩 (昭和29年1月27日生)	昭和51年4月 当行入行 平成13年2月 同 総合企画部次長兼経営企画グループ課長 平成14年6月 同 総合企画部副部長 平成15年6月 同 彦根支店長 平成17年6月 同 取締役総合企画部長 平成19年6月 同 常務取締役(現任) 総合企画部、市場金融部、国際部担当	13,000株
7	吉田 郁雄 (昭和30年2月7日生)	昭和52年4月 当行入行 平成13年2月 同 八幡駅前支店長 平成14年10月 同 営業統轄部エリアマネージャー 平成15年4月 同 石山支店長 平成16年6月 同 営業統轄部長 平成18年6月 同 取締役京都支店長(現任)	12,100株
8	西澤 由紀夫 (昭和30年7月11日生)	昭和53年4月 当行入行 平成13年6月 同 栗東支店長 平成16年6月 同 八幡支店長 平成19年6月 同 総合企画部長 平成20年6月 同 取締役総合企画部長(現任)	17,150株
9	田村 茂 (昭和27年7月22日生)	昭和50年4月 当行入行 平成13年10月 同 経営管理部次長兼リスク管理グループ課長 平成15年4月 同 経営管理部次長 平成16年10月 同 経営管理部長 平成19年6月 同 取締役経営管理部長(現任)	8,000株
10	大田 伸 (昭和28年1月25日生)	昭和51年4月 当行入行 平成15年6月 同 監査部次長 平成17年6月 同 監査部副部長 平成18年6月 同 監査部長 平成19年6月 同 取締役監査部長(現任)	17,000株
11	井上 則男 (昭和30年3月26日生)	昭和52年4月 当行入行 平成14年6月 同 営業統轄部次長 平成15年6月 同 八日市東支店長 平成17年6月 同 彦根支店長 平成19年6月 同 取締役東京支店長(現任)	19,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行の 株 式 数
12	高 橋 祥二郎 (昭和31年 8月20日生)	昭和54年 4月 当行入行 平成13年10月 同 野洲支店長 平成15年 6月 同 草津支店長 平成18年 6月 同 営業統轄部長 平成20年 6月 同 取締役営業統轄部長(現任)	20,100株
13	児 玉 伸 一 (昭和32年 1月19日生)	昭和54年 4月 当行入行 平成13年10月 同 審査部次長兼管理グループ課長 平成15年11月 同 審査部副部長 平成17年 6月 同 長浜支店長 平成20年 6月 同 取締役総務部長(現任)	6,000株
14	西 川 健三郎 (昭和30年11月 1日生)	昭和53年 4月 当行入行 平成14年 4月 同 丸太町支店長 平成16年 6月 同 水口支店長 平成19年 6月 同 彦根支店長(現任)	13,586株
15	奥 博 (昭和30年11月26日生)	昭和54年 4月 当行入行 平成13年10月 同 人事部次長 平成16年10月 同 人事部副部長 平成18年 6月 同 石山支店長(現任)	23,570株
16	諸 頭 一 (昭和30年11月30日生)	昭和53年 4月 当行入行 平成13年 6月 同 日野支店長 平成15年 6月 同 野洲支店長 平成17年 6月 同 事務集中部長 平成20年 6月 同 人事部長(現任)	6,931株
17	今 井 悦 夫 (昭和31年 9月20日生)	昭和54年 4月 当行入行 平成13年 2月 同 瀬田駅前支店長 平成15年10月 同 審査部副部長兼企業経営支援室長 平成18年 6月 同 草津支店長(現任)	18,067株

(注) 取締役候補者全員と当行との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成21年6月17日をもって取締役を辞任されます間部 恵造 氏ならびに本定時株主総会終結のときをもって取締役を退任されます山田 実 氏、安居 幸一郎 氏、夏原 秀樹 氏および中井晴三 氏の5名に対し、その在任中の労に報いるため、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山 田 実	平成13年6月 当行取締役 平成15年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 専務取締役（現任）
安 居 幸一郎	平成15年6月 当行取締役 平成18年4月 同 常務取締役（現任）
夏 原 秀 樹	平成17年6月 当行取締役（現任）
中 井 晴 三	平成18年6月 当行取締役（現任）
間 部 恵 造	平成18年6月 当行取締役（現任）

以 上